

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日と
あつた日
の翌日)

目 次

◇告 示

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

ピロプラズマ病検査等の実施

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

解除予定の保安林にする旨の通知

〃

町営土地改良事業の認可

土地の用途廃止

〃

◇選管告示

政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨

◇公安告示

道路交通の規制に関する規程の一部改正

◇雑 報

鳥取食糧事務所管内の出張所の統廃合

告 示

鳥取県告示第三百四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五〇一号	森 田 積 二	昭和四十五年四月二十四日
〃 第一五〇二号	井 上 多 栄 子	〃 二十一日

鳥取県告示第三百四十一号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
 - 二 実施する区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除

く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査、
2 だに駆除 アズントール散布

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十五日	三朝町	大谷検診場
〃 二十七日	関金町	大河原〃
〃 二十九日	三朝町	木地山〃
六月 一日	〃	中津〃
〃 四日	倉吉市	富海〃
〃 八日	三朝町	大谷〃
〃 十日	関金町	大河原〃
〃 十二日	三朝町	木地山〃
〃 十六日	〃	中津〃
〃 十八日	倉吉市	富海〃

鳥取県告示第三百四十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月十五日から施行する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県東茨城郡 同県北相馬郡 同県猿島郡 埼玉県羽生市 千葉県香取郡 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 同県東八代郡 三重県鳥羽市 同県鈴鹿市 京都府中郡 同府宮津市 兵庫県佐用郡 岡山県御津郡

鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡岩美町大字田後字向山一四二の一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷七七一の六、七七一の八、七七二の三、

七七三の二、七七六の二から七七六の四まで、七七七の一三、七七七の
 一六、七七七の二〇から七七七の二二まで、七七七の二四、七七七の二
 五、七七七の二七から七七七の三〇まで、七八〇の三から七八〇の五ま
 で、七八一の三から七八一の五まで、七八四の一八、七八四の一九、七
 八四の二一、七八四の二三から七八四の二五まで、七八六の五から七八
 六の七まで、七八七の二一、七八七の二二、七八七の二四、七八九の三
 から七八九の五まで、字石休八五五の二、八五五の三、八五七の二、八
 五七の三、八五七の五二、字笠木谷八三〇の二、八三一の二一、八三一
 の二三から八三一の二五まで、八三一の二七、八三一の二九、八三一の
 三一、八三一の三三、八三三の二、八三四の三、八三六の四、八三七の
 三、八三八の三、八四〇の三、八四一の三、字立茅ノ谷八〇五の一七か
 ら八〇五の一九まで、八〇五の二一、八〇五の二三から八〇五の二五ま
 で、八〇六の四、八〇六の五、八〇八の三、八〇九の三、字クジヤ谷六
 九九の九、六九九の一〇、字本谷六九三の一三、六九三の一五、六九三
 の一七、六九三の一九、六九三の二〇、字坂ノ谷七八七の二一(次の図
 に示す部分に限る。)、字本谷六九一の五、六九二の二、六九三の一〇、
 六九三の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十五号

岩美町長から申請のあった町営土地改良(岩常地区農道整備)事業は、
 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお
 いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年四月三十日
 認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月八日から用途廃止
 した。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
日野郡日南町生山字板井谷尻三四六ノ一番地先		一九・五七	水路敷

鳥取県告示第三百四十七号

建設省所管国有財産の土地は、昭和四十五年五月十二日から用途廃止
 した。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市高住字鷺谷口四〇ノ四番地先		二〇・七〇	道路敷

全日本政治連盟鳥取支部	173,987	0	0	0	0	63,534	5	63,354	0	0	45.	1.	9
全日本自由労働組合鳥取支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	22
鳥取分會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
田口長治郎後援會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
鳥取県医師政治連盟	300,000	1	300,000	0	0	228,720	3	228,720	0	0	45.	1.	10
鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
鳥取県退職公務員政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	12
鳥取県東部徳安後援會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
鳥取県徳安後援會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	2.	4
鳥取県労働組合総評議會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	9
鳥取新社会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	12
鳥取農政同志會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	2.	21
日本連族政治連盟鳥取県本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	9
盤山會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8
広田藤衛後援會	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	26
民有林振興協會鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45.	1.	8

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
1 加藤重蔵後援會	500円	1	今村時男	団体職員	鳥取市
2 川上智正中部後援會	17,000円	1	山西明	団体職員	鳥取市
			党		東京都新宿区

3	川上智正鳥取県西部地区後援会	51,000円	1	公 明 党	東京都新宿区
4	川上智正鳥取県東部地区後援会	53,500円	1	公 明 党	東京都新宿区
5	鳥 取 県 医 師 連 盟	300,000円	1	日本医師連盟	東京都千代田区

(2) 支 出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 川上智正中部後援会	17,000円	1	印刷費
2 川上智正鳥取県西部地区後援会	51,000円	1	印刷費
3 川上智正鳥取県東部地区後援会	53,500円	1	印刷費
4 生長の家政治連合鳥取県支部	32,900円	2	本部分担金
	2,410円	2	旅 費
	9,225円	15	通 信 費
5 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	61,864円	6	旅 費
	1,670円	1	会 費
	200,000円	2	議 費
6 鳥 取 県 医 師 連 盟	28,720円	1	附 金 費

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月十五日から施行する。

昭和四十五年五月十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

- 別表第五の一の三を次のように改める。
- 3 東町二丁目二〇番先丁字路 四 鳥取県庁前
- 別表第五の一の107を次のように改める。
- 107 “ 二八七番先三差路 三 信号機設置
- 別表第五の一の144を削り、145から159までを1ずつ繰り上げる。
- 別表第五の一の2を次のように改める。
- 2 “ 三四八番一先十字路 四 信号機設置

別表第七の二の(ロ)の7を次のように改める。

7 “ 和田六九〇番一先
から上神一、〇六
八番先までの間 “ “

別表第八の九の4の次に5として次のように加える。

5 “ 淀江町大字今津二六四番一先から同町大
字西原一、一三五番六先までの間 “ 一、四〇〇

別表第十一の三の1を次のように改める。

1 一般国道一 宮川町一二四番先 車両(二輪
から上井三三三番 三、四四〇 及び軽車両
七九号 八先までの間 七時か
ら二時
まで

別表第十一の三中2を削り、3から12までを1ずつ繰り上げる。

雑 報

鳥取食糧事務所管内の出張所を次のとおり統廃合したのでお知らせしま
す。

昭和45年5月15日

鳥取食糧事務所長 朴 沢 進

新出張所名	鳥取支所管内	米子支所管内
大正出張所	大正出張所 美穂 “ 松保 “	西伯出張所 西伯出張所 公見 “
管轄区域	鳥取市のうち 大正、千代水、明治、豊実、 東郷、吉岡、大郷、松保、 湖山、末恒、神戸、大和、 美穂	西伯町、公見町
職 員 数	13名	7名
統廃合年月日	昭和45年5月4日	昭和45年5月4日